



発行：2021年12月6日(月) No.452

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8111
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

年末の資金繰りの相談は早めに！！

交渉で差押え予告の窮地脱出

守山区の建設業のAさんは、ここ最近、会費などの払いが遅れ、実情を聞くと、R02年の夫婦（奥さんも収入あり）それぞれの収入が持続化給付金やコロナの協力金で例年よりも増え、それに伴い、所得税や市県民税に国保料も跳ね上がり、納期までに納められず、分納約束も果たせてなく、「11/30までに全額払われなければ、差し押さえ…」の催告通知が黄色のケバケバしい色の紙に印刷され、送られていました。期日も迫った11/29、事務局も一緒に守山区役所と栄市税事務所も回りました。実は国保の相談後、市税の滞納についても打ち明けられ、急きょ栄市税事務所へ。やはり、ワンストップで相談できる窓口対応が必要です。収入と経費・生活費の見直しを行い、家計支出の削られるところを検討して12月中旬にもう一度、区役所と市税へ相談に行くことに。全額完納を迫られていましたが、一ヶ月分の納付でなんとか差押えを回避。しかし、不足分をキャッシングでやりくりしている現状を何とかしないと解決とは言えません。引き続き、相談に乗ることにしています。

また、その日の午後は、県外の民商会員Bさん（建設業）の相談で、納税地が北税務署なので、相談に乗ることに。再三の分納約束も守れず、「税務署から、差し押さえを前提の取引内容の照会が来ているぞ」と、親会社から聞かされました。Bさんが税務署に分納したいと電話すると、「（今までの納付の約束も守られず）分納の相談の段階ではありません。」と断られたとのこと。この間の経過、今期の営業の状況を聞き、一時的な借り入れも含めた



た納付計画を話し合い、再度、税務署に電話し、徴収部門の統括官に対してこの間の事情を説明、新しい分納計画で話がまとまりました。「6～7年前に、仕事の代金がもらえず、滞納が残ってしまった。最近になってやっと仕事が軌道に乗ってきたのに、売掛金を差し押さえられてしまったら、親会社にも外注さんにも迷惑をかけてしまう。なんとか差押えを止めさせることができて安心しました」とほっとした様子でした。

年末調整実務相談会

＜事務所での実務相談＞

12月23日(木)・24日(金)・27日(月)

2022年1月6日(木)・7日(金)

11日(火)・12日(水)

時間：10時～15時

(予約の上、来所してください)

*税務署から届いた年末調整の手引きが入った封筒や、国保料・年金の支払額のわかるもの、生命保険料控除証明書等の他、去年の資料も持参してください。

西区・守山区の相談会場については、決まり次第お知らせします。

フラワーアレンジメント講習会 ♪クリスマスらしいアレンジを楽しみましょう♪

(名古屋北部民商婦人部)

日時 **12月11日(土)14:00～**

場所 **民商事務所3階**

＜持ち物＞(はさみは お貸しできます) はさみ・キッチンボール(花の水切り用)

オアシス・持ち帰り用紙袋を用意します

○参加費 500円

(残りの費用は婦人部で補助します)

事務所まで電話(915-8111)してください

*講師 会員の「フラワーショップ花園」さん



事業復活支援金(中小企業庁)について (現在準備中)

2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者には、地域・業種問わず固定費負担の支援として、売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。コロナの影響で2021年11月～3月のいずれかの月の売上高が50%以上、または30%以上50%以下減少した事業者が対象。(11月～3月までの減少率50%以上場合、個人50万、売上1億以下の法人は100万円、30%以上50%以下減少率の場合、個人30万円、売上1億以下法人60万円)